

## 食品安全委員会委員長の交代について

平成15年7月の食品安全委員会発足以来、当委員会の委員長であった寺田委員が、18年12月21日付けで食品安全委員会委員を辞任いたしました。それに伴い、見上委員長代理が新委員長に選出されました。また、19年2月1日の委員会会合において、見上委員長からの指名を受け、小泉委員が委員長代理を務めることとなりました。



見上委員長

私は、委員会発足以来、寺田前委員長の下、国民の健康保護を最優先に、科学的知見に基づき、中立公正な立場からリスク評価を着実に実施するとともに、様々な手段を通じた情報発信や意見

交換会の開催などリスクコミュニケーションの推進に取り組んでまいりました。

今後とも、関係者のお力添えをいただきながら、国民の皆様が安全な食生活を営めるよう、また国民の皆様から信頼を得られるよう、科学的知見に基づく食品安全行政の確立に努めてまいります。



小泉委員長代理

中立公正な立場から、科学的なリスク評価を行う食品安全委員会の役割をしっかりと踏まえ、国民の健康保護のため、全力を尽くしてまいります。委員長代理として、見上委員長をしっかりとサポートしていきたいと考えております。

▶ 委員の名簿及びプロフィールにつきましては、  
[http://www.fsc.go.jp/iinkai/iin\\_meibo\\_1807.html](http://www.fsc.go.jp/iinkai/iin_meibo_1807.html)をご覧ください。

### 食品に関するリスクコミュニケーション

#### リチャード・シグマン氏講演・意見交換会「農薬に関するOECDの取組」(1月24日東京)

食品安全委員会農薬専門調査会・鈴木勝士座長による日本における残留農薬のリスク評価の現状についての講演に続き、シグマン氏から農薬規制の国際的な調和や合同評価の意義とその方法、今後の目標などの、OECD(経済協力開発機構)と各国の取組について講演をいた

だきました。その後、シグマン氏の講演や食品安全委員会の農薬のリスク評価方法などについて活発な意見交換が行われました。詳しい内容はホームページの議事録をご覧ください。

▶ <http://www.fsc.go.jp/koukan/risk190124/risk-tokyo190124.html>

【講演者プロフィール】

●リチャード・G・シグマン氏  
(Mr. Richard G. Sigman)



OECD主任行政官。カリフォルニア大学アービン校環境政策学学士、インディアナ大学行政学修士。OECDでは1993年より農薬、化学物質に関するリスク管理や環境・貿易問題、経済問題などを担当。現在は農薬および新たな化学物質の部局の責任者を務める。

## 食の安全Q&A

皆様からのご質問にお答えします。今回のテーマは「遺伝子組換え食品」です。

**Q1** 遺伝子組換え食品とはどんなものですか？

**A** 遺伝子組換えとは、ある生物から取り出した有用な遺伝子を、他の食用となる植物などに組み込み、これまでにない性質を持たせることです。この遺伝子組換え技術を利用して開発された作物などから作られた食品のことを「遺伝子組換え食品」といいます。遺伝子組換え食品は、個別に安全性の審査を受けることが法律(食品衛生法)で定められており、その安全性の評価は、食品安全委員会が行っています。この評価が行われていない遺伝子組換え食品は、我が国での流通・販売は認められません。

**Q2** 遺伝子組換え食品の安全性は、どのように評価されているのですか？

**A** 遺伝子組換え食品の安全性の評価は、これまでに食べられてきた食品(非遺伝子組換え食品)との比較によって行われます。評価のポイントは(1)組み込まれた遺伝子が作り出すたんぱく質に有害性はないか、(2)組み込まれた遺伝子が間接的に作用し、有害物質を作る可能性はないか、(3)従来の食品と比較して、栄養素、栄養阻害物質などの構成成分や量が大きく変化していないか、などです。食品としての安全性は食品安全委員会が決めた安全性評価基準(※1)に基づいて、科学的なデータをもとに判断されています。

**Q3** 食品によって「遺伝子組換えでない」との表示が、あたりなかつたりしますが？

**A** 遺伝子組換え食品の表示(※2)は、安全性が確認された遺伝子組換え食品について、現在、商品化が可能な大豆(枝豆、大豆もやしを含む)、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てんさいの7農産物とその加工品(一部を除く)について、遺伝子組換え農産物が含まれているかに関する表示が義務づけられています。一方、遺伝子組換え農産物を含まない場合は表示義務はありませんが、任意で「遺伝子組換えでない」等の表示をすることができます。このため、このような表示があつたりなかつたりするのはです。

※1) 食品安全委員会/遺伝子組換え食品の安全性評価基準:<http://www.fsc.go.jp/senmon/idsens/index.html>

※2) 厚生労働省/遺伝子組換え食品に関する表示について:<http://www.mhlw.go.jp/qa/syokuhin/kakou3/index.html>